

議案第 11 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 12 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条中「年3パーセント」を「年3パーセント以内で町長が定める率」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。